

後期高齢者医療制度 75歳以上 (障がいのある方は65歳から)

年1回の更新の時期が迫っています！ 『保険証の一齐更新』

保険証が新しくなります 減額認定証

現在使用している保険証は

有効期限 7月31日 までです。

7月中旬までに新しい保険証と減額認定証を自宅に郵送します。

(交付申請をしている方のみ)

有効期限は1年間(平成28年8月1日～平成29年7月31日)

◆保険証

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成29年 7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
保険料納付月日	平成20年 4月 1日
受給開始日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成28年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに被保険者の住所及び印	39011010 公印(集)

◆保険証

「オレンジ色」から「水色」に変わります

◆減額認定証
「ピンク色」から「黄緑色」に変わります

◆減額認定証

後期高齢者医療被保険者証 減額認定証	
交付年月日 平成28年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
受給開始日	平成28年 8月 1日
減額期間	平成29年 7月 31日
減額区分	区分1
減額率	平成28年 8月 1日 減額率印
保険者番号並びに被保険者の住所及び印	39011010 公印(集)

**古い保険証は
使用できません!!**

有効期限(平成28年7月31日)の過ぎた保険証と減額認定証は使用できません。細かく裁断するなど個人情報の取扱いに注意し、廃棄してください。

減額認定証について

新たな減額認定証について、次の交付要件に該当している方には申請書を送付しております。お手元に届きましたら、お早めに住民課戸籍保険グループまたは両出張所へ申請してください。

- 区分1～ 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
- 世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下の方)
 - 老齢福祉年金を受給されている方
- 区分2～ 世帯全員が住民税非課税である方

今年から医療費通知を全受診者へ送付します

これまで希望者にお送りしていましたが、平成28年9月送付分より全受診者(平成28年1月～6月に受診された方)にお送りします。

なお、発行時期は従来の9月と翌年3月に変更はありません。

※イメージ

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H26年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H26年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

※確定申告(医療費控除)の際の添付資料としては使用できません。
※この通知は、皆様の受診状況をお知らせするもので請求書ではありません。

医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目で分かるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数に間違いがないか確認しましょう。

お問い合わせ:北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)

または住民課戸籍保険グループまで